○農林水産省告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県南足柄市広町字平石通一五二五の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○国土交通省告示第二百三十二号

指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第十三条の五の規定により、同規則第十三条の二第三項第三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十三条の十七第二号の規定により公示する。

平成二十九年三月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録番号　自動車検査用機械器具登録校正実施機関第一号

二　登録校正実施機関の名称　一般社団法人　日本自動車機械工具協会

三　変更後の登録校正事務を行う事務所の名称及び所在地　一般社団法人　日本自動車機械工具協会　新潟支所　新潟県新潟市中央区弁天橋通一丁目二番三十九号　ＶＭビルディング二階

四　変更の日　平成二十九年三月二十七日

○国土交通省告示第二百三十三号

自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）別表第一備考の告示で定める金額を次のとおり定め、平成二十九年四月一日以後に納付すべき事由が生ずる自動車損害賠償保障事業賦課金について適用し、平成五年運輸省告示第五十三号は、同年三月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に納付すべき事由が生じた自動車損害賠償保障事業賦課金については、なお従前の例による。

平成二十九年三月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

千六百六十円

○国土交通省告示第二百三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十九年三月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　迫川

二　砂防法第二条の土地の表示　平成二十年国土交通省告示第九百六十二号で指定した土地の区域

○国土交通省告示第二百三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　不動沢

二　砂防法第二条の土地の表示　静岡県富士市比奈二三〇〇番地内電子基準点富士を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三五六度〇九分〇三秒　一号

九〇九四・三二〇メートルの地点

標柱一号から一〇度〇九分五六秒　二号

二四二・八二一メートルの地点

標柱二号から三九度二八分五七秒　三号

二〇六・二五三メートルの地点

標柱三号から一三三度二四分〇三秒　四号

五七・八九四メートルの地点

標柱四号から二〇七度四二分一四秒　五号

一〇四・一六五メートルの地点

標柱五号から一〇四度三八分〇六秒　六号

一一二・一七二メートルの地点

標柱六号から五三度五九分三九秒　七号

二二一・四四六メートルの地点

標柱七号から一三〇度三四分二三秒　八号

五一・六七一メートルの地点

標柱八号から二一七度三五分〇一秒　九号

三八八・六九四メートルの地点

標柱九号から二三六度三〇分〇四秒　十号

一八・〇三〇メートルの地点

標柱十号から二五〇度〇六分五一秒　十一号

一七八・八九一メートルの地点

○防衛省告示第四十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年三月二十七日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年四月六日の〇六〇〇から一九〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ｱ)から(ｴ)までの四地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｴ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(ｲ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ｳ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(ｴ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年三月二十七日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年四月六日及び同月七日（予備、同月八日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ｲ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ｳ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三一度二八分一三秒

(ｴ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三一度四七分一二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年三月二十七日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年四月六日及び同月七日（予備、同月八日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ｱ)から(ｶ)までの六地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｶ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ｲ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ｳ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ｴ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ｵ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(ｶ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。